

# 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第29回）

日時：令和2(2020)年11月27日（金）

9:00～

場所：県庁3階 大会議室

## 議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第29回）出席者

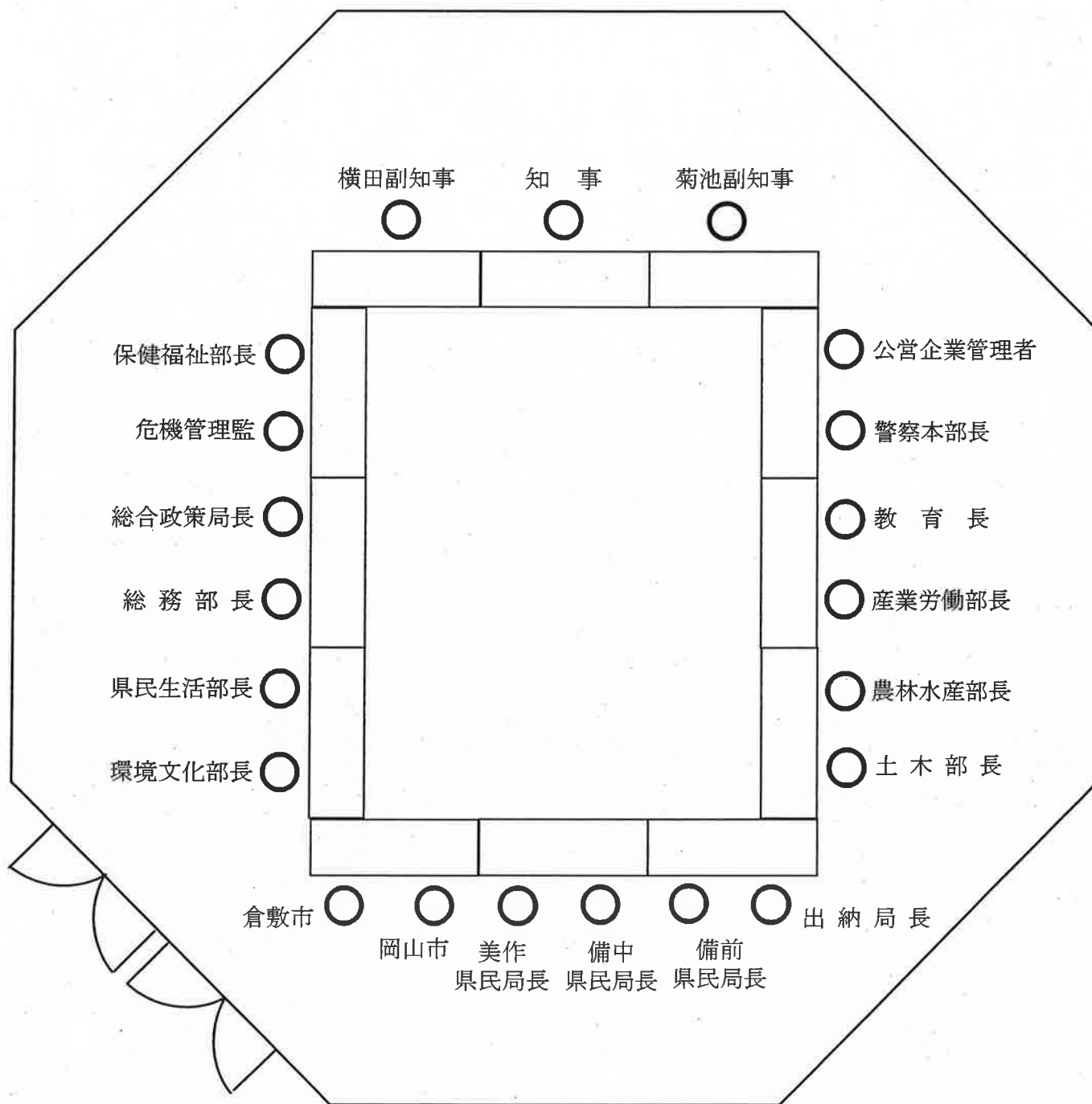
日時：令和2（2020）年11月27日（金）

9：00～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

# 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



## 新型コロナウイルス感染症対策について

### ○ 保健福祉部関係

- ・ 県民の皆様へのメッセージ(令和2年11月27日) 【別冊】
- ・ これまでの感染事例より
- ・ 県内で確認されたクラスター事例
- ・ 県内のクラスター事例で認められた課題と提言
- ・ 県民向けリーフレット
- ・ 早期検査のすすめ
- ・ 直近1週間の岡山県の状況
- ・ 介護職員等の応援派遣に関して
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について
- ・ 国の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限等について」

## これまでのコロナ感染事例より（1）

### <概要>

- ・感染していたAさんから、勤務先の同じ作業室で作業をしていた3人に感染
- ・作業室では全員マスク着用、感染防止対策も万全だった。
- ・しかし、昼食は窓を閉じた別室で歓談しながら食べていた。
- ・この昼食の際に感染が起こった可能性が高い。

### ★感染拡大防止のポイント

- ・マスクをしない食事時は感染リスクが高い。
- ・食事中は、できるだけ話をしないようにしよう。
- ・歓談するのは食事後に。必ずマスクを着用しよう。
- ・暖房と組み合わせて、定期的に換気しよう。

## これまでのコロナ感染事例より（2）

### <概要>

- ・大学生のBさんが親の実家に帰省して1週間過ごした。
- ・しかし、Bさんは無症状ではあるが感染していたため、親に感染した。
- ・Bさんは健康そのもので、家族も「まさかコロナに感染していたとは」と驚いた。

### ★感染拡大防止のポイント

- ・自分や身近な人に風邪のような症状があるときは、帰省を控えよう。
- ・若い人は、感染しても無症状のことが多いので、大切な家族に感染させないために、帰省前2週間は、飲み会などの会食を避けよう。 1

## これまでのコロナ感染事例（3）

### <概要>

- ・飲食店のボックス席で4人で2時間程度の会食をしたが、その中の1人が感染者だったため、残りの3人に感染した。
- ・大声での会話はしていなかったが、人と人の間隔は近かった。
- ・注文はタッチパネル方式だった。

### ★感染拡大防止のポイント

- ・席を詰めて座るのを避けよう。
- ・会食は長時間にならないように。
- ・タッチパネルやトイレのノブなどの共用部分を触ったら、手指消毒を忘れずに。

## 岡山県内で確認されたクラスター事例

分 類	件 数	人 数
接待を伴う飲食店	4	33
高齢者施設	3	21
職 場	2	36
医療機関	2	29
飲食店	2	10
学 校	1	6
計	14	135

(令和2年11月25日時点)

## 県内のクラスター事例で認められた課題の例

- ① 職員の中で、咽頭痛や倦怠感等を訴えるものがいたが、症状が軽いため医療機関受診をせずに出勤を継続し、記録もつけていなかった。後日、新型コロナウイルスの検査を受け、複数の職員で陽性が判明した。
- ② 食堂では、窓を開けるなど換気に気をつけていたが、同じ勤務帯の人が揃って食事し、食事中はマスクを外した状態で会話していた。後日、複数の陽性者が判明し、他の人も濃厚接触者として自宅待機となった。窓側の席の人に陽性者はいなかった。
- ③ 職員の中で陽性者が判明、職員の多くが濃厚接触者となり、事業の継続に支障を来した。
- ④ 福祉施設において、マスクを着用しない人に接した後、その人が陽性であることが判明した。自分はマスクのみを着用していたが、眼の保護（フェイスシールドやゴーグルの着用）をしていなかったために濃厚接触となった（後日、自分も陽性であることが判明）。

## 県内のクラスター事例からの提言 (新型コロナ対策で大事なポイント)

### ◎平時から行うこと

- ・職員が**体調不良時に休める体制づくり**
- ・職員に濃厚接触者・陽性者が発生した場合に備えた、**事業継続計画（BCP）の作成**
- ・職員・施設利用者の**体調管理**（毎日の記録）
- ・**手指衛生**の徹底
- ・**マスクの着用、個人防護具の適切な使用**  
（例：マスク着用できない人と接する場合には、眼を保護できるようにフェイスシールドやゴーグルの着用を検討する）
- ・個人防護具などの**備蓄・使用状況の確認**
- ・食堂や更衣室などで**マスクを外しての会話を控え、工夫して使用する**（例：時間をずらす・距離をとる）

### ◎発生時に行うこと

- ・保健所や指定者との**緊密な連携**
- ・**感染予防対策専門家チームとの早期からの連携**



# 発熱や風邪のときは 「かかりつけ医」等に ご相談を!

風邪・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、  
いずれも発熱や咳など初期症状が似ています。  
こうした症状がある場合は、無理をして  
学校や職場等に行かないようにして、  
「発熱患者等の診療・検査医療機関」で  
相談・診療・検査をしてもらいましょう。

必ず  
電話予約をし  
マスクをして  
受診してください



## 発熱や咳などの症状が出た場合



### かかりつけ医がいる場合

#### かかりつけ医に電話相談

(かかりつけ医が診療・検査医療機関である場合と  
そうでない場合があります。  
そうでない場合も紹介してもらえます。)

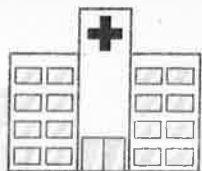


### かかりつけ医がない場合

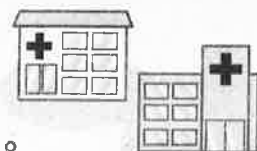
#### 県ホームページでさがす 又は 受診相談センターに電話相談

(裏面に受診相談センター一覧表)

## 発熱患者等の診療・検査医療機関



県内に350を超える診療・検査医療機関があります。  
(このうち、ホームページに掲載しているのは、約100医療機関)



必ず事前に電話をして予約の上、受診してください。

# 受診する診療・検査医療機関をさがす方法

かかりつけ医をお持ちの方は、まずはかかりつけ医にご連絡ください。  
かかりつけ医をお持ちでない方や、対応できない時間帯の場合は、下記を参照してください。

岡山県ホームページ

岡山県 新型コロナ



受診相談センター（保健所）

※平日の場合（9:00～17:00）

センター（保健所）名	所管区域	電話番号
岡山市保健所	岡山市	086-803-1360
倉敷市保健所	倉敷市	086-434-9819
備前保健所	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	086-272-3934
備前保健所 東備支所	赤磐市、和気町、備前市	0869-92-5180
備中保健所	総社市、早島町	086-434-7072
備中保健所 井笠支所	笠岡市、里庄町、浅口市、 矢掛町、井原市	0865-69-1675
備北保健所	高梁市	0866-21-2836
備北保健所 新見支所	新見市	0867-72-5691
真庭保健所	真庭市、新庄村	0867-44-2990
美作保健所	津山市、鏡野町、美咲町、 久米南町	0868-23-0163
美作保健所 勝英支所	美作市、勝央町、奈義町、 西粟倉村	0868-73-4054

受診相談センター（休日）

TEL:086-226-7925（担当医療機関へ転送）

※土曜・日曜・祝日の場合（8:00～18:00）

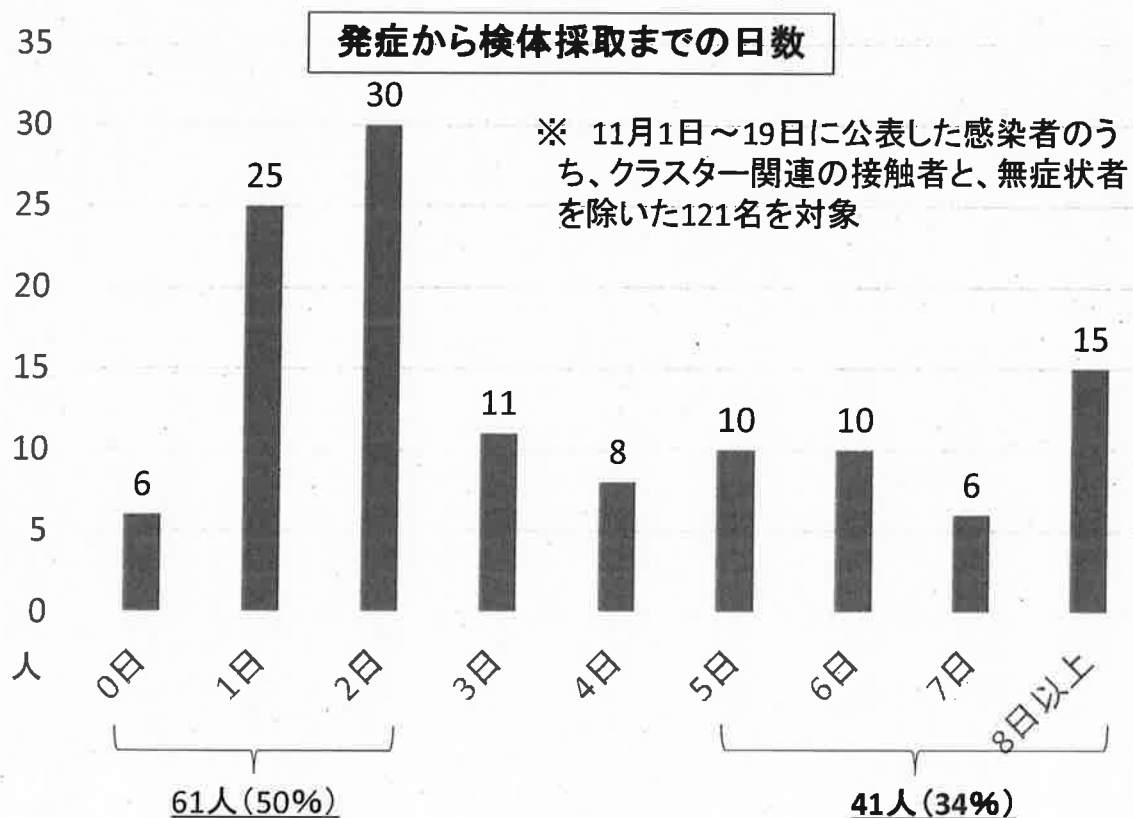
一般相談窓口（24時間対応）

TEL:086-226-7877

※夜間の場合 健康相談はできません。受診案内のみ。

# 症状があるときはできるだけ早く検査を！

- 後に感染が判明した人のうち、約半数は、発症してから2日以内に検査（検体採取）を受けている。
- 一方で、約3分の1の人は、発症後5日以上経ってからの検査となっている。
- 他の人への感染を防ぐためにも、**できるだけ早く検査を受けることが望ましい。**



# 直近1週間の岡山県の状況 (11/19~11/25)

## 1 国のステージ移行の指標及び目安 (ステージⅢの指標)

※医療提供体制は11月25日時点の状況

指標	医療提供体制等の負荷※			感染の状況※			
	①病床のひっ迫具合		②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路
	病床全体	うち重症者用病床					
現状	・最大確保病床数の占有率 1 / 5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1 / 4 以上	・最大確保病床数の占有率 1 / 5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1 / 4 以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上 ※入院者 + 自宅・宿泊療養者数	10%	15人 / 10万人 / 週以上	直近一週間が先週一週間より多い	50%
現状	該当 30.5% 92床 / 302床	非該当 8.1% 3床 / 37床	非該当 8,555人	非該当 5.2% 85 / 1,645*	非該当 5.31人	該当 82人 → 100人	非該当 32.0% 32 / 100

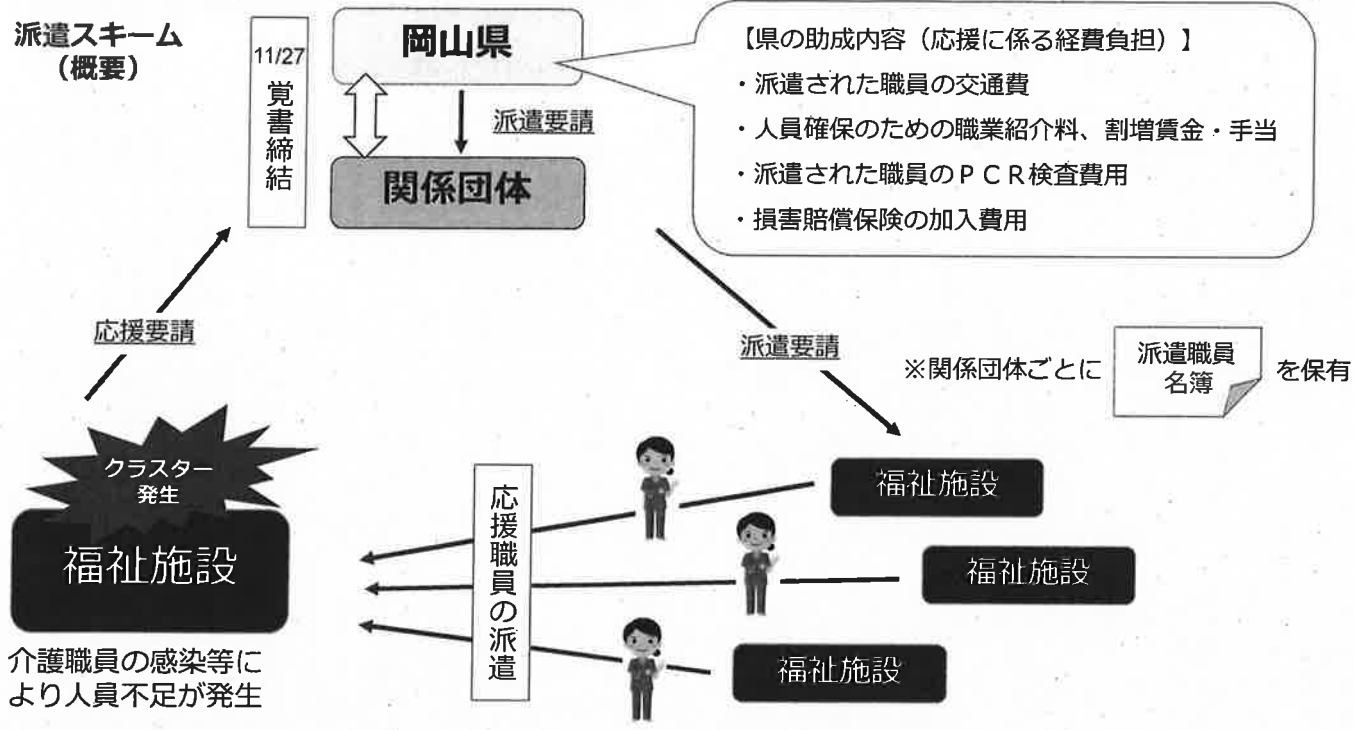
\*陽性率は11/19~11/24での数値

## 2 県の対策フェーズ切替の目安 (活動自粛への切替目安)

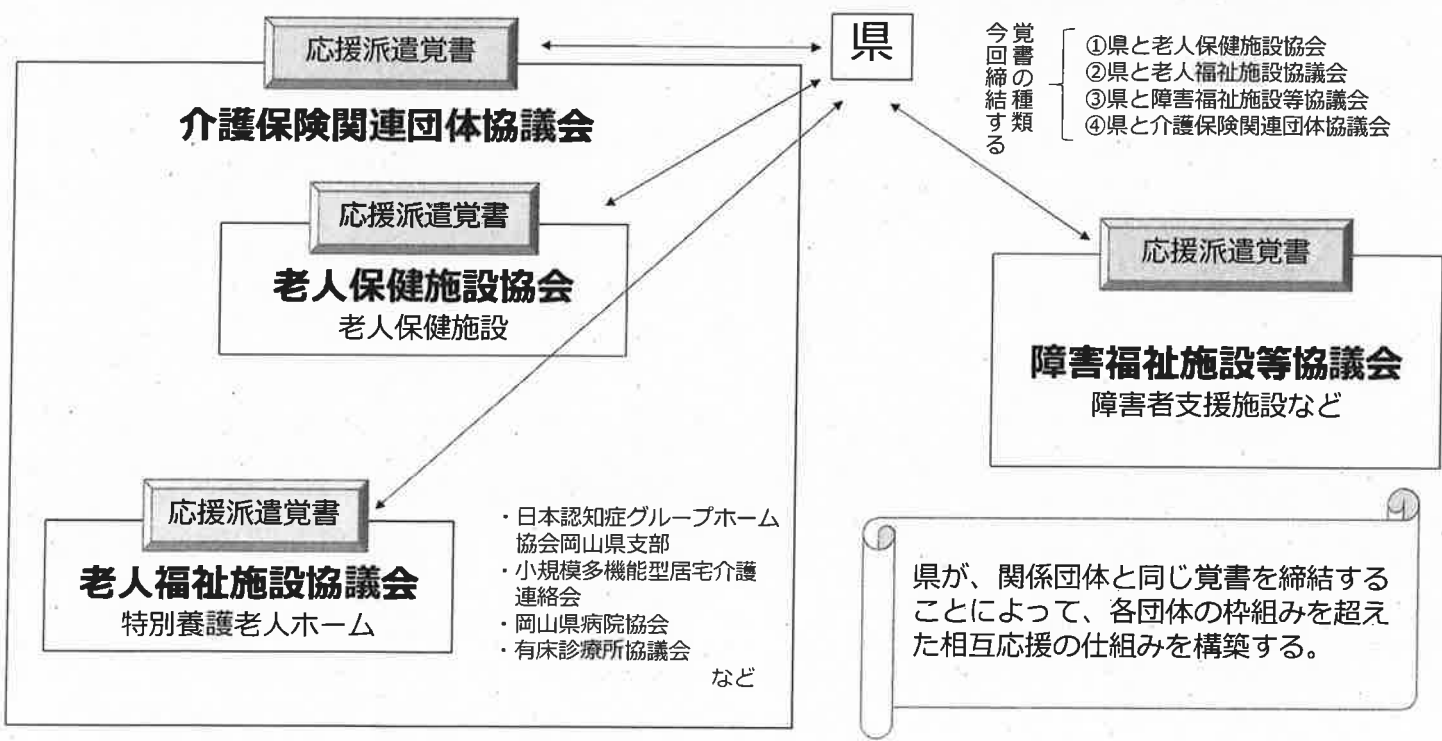
※医療提供体制は11月25日時点の状況

活動状況の目安	流行状況		医療体制		その他
	直近の1週間の感染者数	その前1週間と比べ急増	医療体制のひっ迫状況	感染症病床の入院患者数	
現状	クラスタが発生 倍化期間 3日程度	5日間連続で新規感染者数が増加	非該当 8.1% 3床 / 37床	非該当 5.2% 85 / 1,645*	<国内や隣県の流行状況> <監視体制や検査体制> <緊急事態宣言の発令>
現状	該当 1~2日で倍化 (前週も同様)	非該当 連続していない (前週も連続せず)	非該当 5.2% 85 / 1,645*	非該当 5.31人	・流行は各地に広がりつつある ・検査体制はひっ迫していない ・緊急事態宣言は発令されていない

# 介護職員等の応援派遣に係る仕組みについて



# 関係団体との覚書締結の全体構成について



# 新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

## 1 対応状況

### (1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

相談件数（1月6日～11月24日）

	相談件数
累計	68,926件
令和2年11月（再掲）	4,375件

### (2) 新型コロナウイルス受診相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関につなぐための調整を行っている。

相談件数（2月7日～11月24日）

	相談件数
累計	20,301件
令和2年11月（再掲）	1,844件

### (3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、民間検査機関や医療機関、大学等においてもPCR検査等を実施しており、引き続き検査体制の強化に努めていく。

①検査能力（11月24日時点） 8,120件/日

②検査実績（2月1日～11月24日報告分）

	検査数	陽性者数	陽性率
累計	19,205人	515人	2.7%
令和2年11月（再掲）	6,496人	229人	3.5%

※ 上記のほか、県外からの依頼により行った検査数 88人

③屋外検体採取センター（3か所：岡山市内、倉敷市内、津山市内）

### (4) 医療体制

①診療・検査医療機関（11月26日時点）

発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関を「診療・検査医療機関」として指定し、インフルエンザ流行期において発熱患者等が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を確保している。

医療機関数 450機関

②入院病床の確保（11月24日時点）

今後の感染症患者数の増加を見据えて、協力医療機関の確保及び特別な配慮が必要な医療提供体制の整備に努めていく。

医療機関数 39機関

入院病床数 302床 (うち重点医療機関6機関75床)

③宿泊療養施設 1施設 (207室)  
入所実績 100人 (7月28日～11月24日)

④人工呼吸器 (県内保有数) 517台

⑤ECMO (県内保有数) 28台

⑥アビガン等の使用可能医療機関 26機関

#### (5) 医療機関、福祉施設等へのマスク等の配布

県が備蓄したものや、国から提供を受けたものを医療機関、福祉施設等へ順次配布している。

##### ①医療機関等への配布

サージカルマスク	3,715,800枚
N (KN) 95マスク	283,446枚
ガウン	1,213,427枚
フェイスシールド	483,640個
非滅菌手袋	4,869,200枚

##### ②高齢者施設等

サージカルマスク	542,000枚
消毒液	14,986リットル

##### ③障害者施設等 (医療的ケア児等のいる家庭を含む)

サージカルマスク	286,000枚
消毒液	3,642リットル

##### ④児童福祉施設等 (保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等)

サージカルマスク	47,100枚
布製マスク	9,000枚
手指消毒用エタノール	3,400リットル

#### (6) 生活費の支援

##### ①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建のための貸付を行っている。

23,505件 8,138,161千円 (3月25日～11月21日)

##### ②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に代わり、家賃の代理納付を行っている。

1,367件 115,469千円 (4月20日～10月31日)

#### (7) 慰労金・支援金の支給

医療、介護、障害の各分野に、従事者への慰労金と感染拡大防止に向けた支援金の支給を行っている。

5,130件 9,315,312千円 (8月～10月交付決定分)

(内 訳)

医療分 慰労金 2,165件 5,376,043千円

	支援金	751件	929,123千円
介護分	慰労金	1,084件	1,814,115千円
	支援金	491件	765,272千円
障害分	慰労金	402件	333,719千円
	支援金	237件	97,040千円

(8)「もしサポ岡山」の利用状況

県内の施設・イベント会場において、QRコードを活用し、感染者と接触した可能性のある方にLINEメッセージで注意喚起等を行う。

- ①施設等へのQRコード発行件数 3,762件(8月12日～11月24日)
- ②利用者のQRコード読取回数 12,384回(8月12日～11月24日)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者(11月25日時点) (単位:件)

合計※	入院中 (病床使用率)		宿泊療養施設 に入所中	自宅療養中	退院等※	死亡
	うち重症者					
530	92 (30.5%)	3	24	40	<del>362</del> 363	11

※ 退院基準を満たして退院した者及び解除基準を満たして宿泊療養・自宅療養を解除された者

県内クラスター発生状況(11月25日時点)

No.	初発例の 発表日	市町村	発生機関	クラスター人数
1	7月17日	岡山市	接待を伴う飲食店	6
2	7月23日	岡山市	接待を伴う飲食店	8
3	8月1日	岡山市	飲食店	5
4	10月16日	岡山市	事業所	6
5	10月20日	津山市	医療機関	24
6	10月21日	総社市	高齢者入所施設	11
7	10月24日	津山市	飲食店	5
8	10月27日	勝央町	事業所	30
9	11月1日	津山市	学校	6
10	11月12日	美咲町	高齢者通所施設	5
11	11月6日	津山市	高齢者入所施設	5
12	11月16日	岡山市	接待を伴う飲食店	8
13	11月14日	岡山市	接待を伴う飲食店	11
14	11月23日	美作市	医療機関	5



### (参考) これまでの経緯

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定(県立学校の休業を決定)
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定、県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の設置
- 24日(金) パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
- 28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定
- 5月1日(金) 屋外検体採取センター(岡山市内)の設置
- 4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
- 5日(火) 岡山県緊急事態措置の変更(期間延長)
- 14日(木) 緊急事態宣言の区域変更(岡山県を含む39県の除外)
- 15日(金) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(倉敷市内) ~ 7月31日
- 21日(木) 緊急事態宣言の区域変更(近畿地方3府県の除外)
- 25日(金) 緊急事態宣言の全面解除
- 6月1日(月) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ①)
- 19日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ②)
- 7月10日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ③)
- 26日(日) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(岡山市内) ~ 10月31日
- 8月12日(水) 「もしサボ岡山」の運用開始
- 28日(金) 「ダメ!コロナ差別」啓発キャンペーンの開始
- 9月29日(火) 感染防止対策に係る専門家チームの派遣開始
- 10月1日(木) 肺炎球菌ワクチン及びインフルエンザワクチン接種支援事業の開始
- 28日(水) 軽症者等の宿泊療養施設の運用期間の延長(岡山市内) ~ 1月31日
- 11月2日(月) 発熱患者等「診療・検査医療機関」及び「受診・相談センター」の運用開始

# イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

## (1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

- ① マスク常時着用の担保
  - ・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めめる。
  - \* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
- ② 大声を出さないことの担保
  - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
  - \* 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
  - \* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

## (2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
  - ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
  - \* マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
  - \* 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラップ等の鳴り物を禁止すること等）
- ④ 手洗
- ⑤ 消毒
- ⑥ 換気
- ⑦ 密集の回避
  - ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
  - ・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
  - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
  - \* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
  - ・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
  - ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
  - ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

## イベント開催時の必要な感染防止策②

### (2) 基本的な感染防止等 (続き)

- ⑨ 飲食の制限
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
  - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
  - ・ 過度な飲酒の自粛
  - ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。  
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事も可。)
- ⑩ 参加者の制限
- ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
  - \* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
- ⑪ 参加者の把握
- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
  - ・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励
  - \* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
- ⑫ 演者の行動管理
- ・ 有症状者は出演・練習を控える
  - ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
  - ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ⑬ 催物前後の行動管理
- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
  - \* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表
- ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

### (3) イベント開催の共通の前提

- ⑮ 入退場やエリア内の行動管理
- ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
  - \* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
- ⑯ 地域の感染状況に応じた対応
- ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
  - ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

## 映画館等（飲食を伴うもの）の発声がないもの【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしようる催物に限定して、収容率を100%以内に行うことができることとする。

### 具体的な条件（感染防止策）

- ① 食事時以外のマスク着用厳守
  - ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること
  - ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること
  - ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること
  - ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
- ② 会話が想定される場合の飲食禁止
  - ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止
  - ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
- ③ 十分な換気
  - ・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
- ④ 連絡先の把握
  - ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
  - ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底  
※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
- ⑤ 食事時間の短縮
  - ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例 【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

大声での歓声・声援等が想定されるものの例

音楽

ロックコンサート、ポップコンサート等

スポーツイベント

サッカー、野球、大相撲等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

公演

キャラクターショー、親子会公演等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされてきたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

- |                |  |
|----------------|--|
| ① 身体的距離の確保     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li> <li>・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li> </ul>                                      |
| ② 密集の回避        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li> <li>・ 誘導人員の配置</li> <li>・ 時差・分散措置を講じた入退場</li> </ul>                                |
| ③ 飲食制限         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・ 過度な飲酒の自粛</li> </ul>                       |
| ④ 大声を出さないことの担保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li> </ul>  |
| ⑤ 催物前後の行動管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li> </ul> <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>  |
| ⑥ 連絡先の把握       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底</li> </ul> <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</p> |

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・ 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・ 利用する駅の分散
- ・ 混雑状況の周知・呼びかけ など

5. 接触確認アプリ（COCA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

**基本的方向性**

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

**接触感染**

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

20

**感染リスク**

**感染防止策**

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

**飛沫感染**

- ※5μm以上の粒子
- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

**マイク回飛沫感染**

- ※5μm未満の粒子
- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

- ・大声を伴うイベントでは隣席とは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化



**基本的方向性**

- ・ これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・ 各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・ **必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・ イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

**感染リスク**

**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・ **飛沫、マイクロ飛沫の飛散**による演者間の感染

**食事をする**

- ・ 食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

**参加者の自由行動を伴う**

- ・ 会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性
- ・ 固定席に比べ、**接触機会が増加**

**エビデンス・実績**

○ 合唱（演者間の距離）

- ・ 屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

- ・ 食事時の飛沫飛散の**実測**

- ・ 屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・ 感染防止策を講じた**実証実績**

**必要な感染防止策**

○ 合唱（演者間の距離）

- ・ 演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・ **講じる防止策**（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に**応じた適切な対人距離の確保**  
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・ **適切な換気の実施**（測定装置の設置等）

○ 映画館（別紙2）

- ・ **会話等の発声が生じていない実績**
- ・ **食事中の会話厳禁**（注意喚起、監視体制等）
- ・ **食事時以外のマスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・ **食事時間の短縮**
- ・ **適切な換気の実施**（測定装置の設置等）

○ 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）

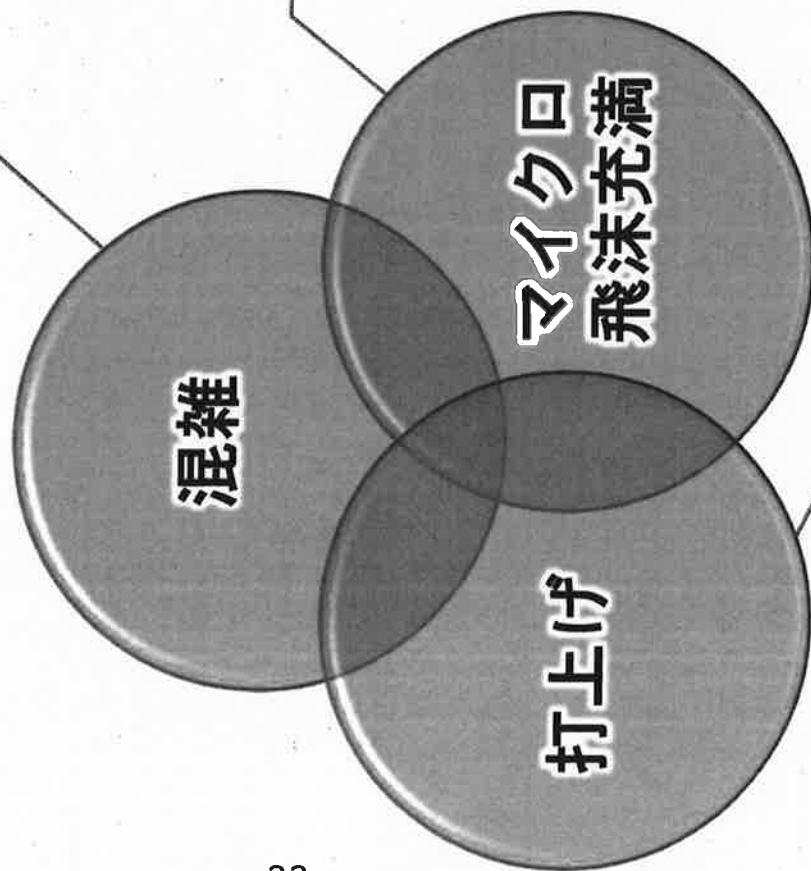
- ・ **移動時の適切な対人距離の確保**（誘導人員の配置等）
- ・ **区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保**
- ・ **飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止**
- ・ **大声が発生しないよう注意喚起**

# イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

【別紙8】

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

## イベントの大規模化に伴い リスクが高まる場面



### ○想定される場面

**密接・密集**

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

**接触・飛沫**

### ○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員の配置**、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

### ○想定される場面

**密閉**

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関

**マイクロ飛沫**

※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちがため特に注意

### ○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道 avoidance、**地上道路を利用**するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

### ○想定される場面

**接触・飛沫・マイクロ飛沫**

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

**3密**

### ○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起**
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約を推奨**
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面①

### 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に教居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面②

### 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③

### マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 場面④

### 狭い空間での共同生活

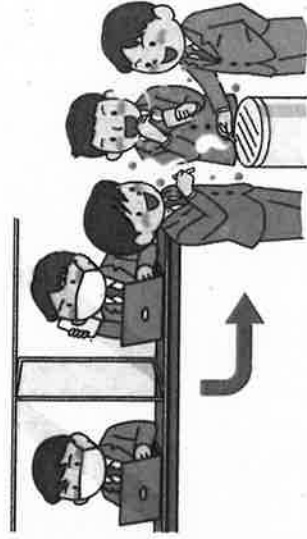
- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤

### 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

### 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用  
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保  
(1mを目安に)

○ 「5つの場面」 「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に  
○ 3密を避ける、大声を出さない

### 2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)

- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で  
**常時窓開け**(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる  
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により  
1000ppm以下(\*)を維持

\*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

### 3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を  
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

#### 『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

# I 12月以降のイベント開催制限のあり方について (概要)

- **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。** 徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- **イベントの人数上限及び収容率要件**については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、**見直すこともあり得ることとする。**
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件については、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント(クラシック音楽コンサート等)を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント(ロック・ポップコンサート等)を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの(映画館等)は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされない催物は、引き続き、50%以内とする。**
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント(参加者1,000人超)の主催者等は各都道府県に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。**
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	イベントの種類	収容率
12月1日～ 当年来年2月末まで	<p><b>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等</li> <li>・飲食を伴うが発声がないもの (注2)</li> </ul>	<p><b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</li> </ul>
<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p> <hr/> <p>50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>		

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

(※) ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限定。) 内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

## 県民の皆様へのメッセージ（令和2年11月27日）

新規感染者が急増しています。この状態が続くと、改めて自粛を要請せざるを得なくなります。感染拡大防止対策の徹底を！！

- 1 飲食店や職場での食事の際は、席の間隔を空けた上で、食事中の会話を避け、歓談中もマスクの着用をお願いします。
- 2 大人数での飲み会や長時間の飲み会、深夜のはしご酒は危険です。適度な酒量でお願いします。
- 3 暖房と組み合わせ、窓を開けるなど換気をお願いします。
- 4 発熱などがある場合は、仕事や学校を休んでください。
- 5 症状があるときは、速やかに検査を受けてください。

## 県民の皆様へのメッセージ（令和2年11月27日）

＜年末年始の帰省や初詣に向けてのお願い＞

- 1 帰省前2週間は会食に参加しないなど、「コロナを連れて帰らない」よう、気をつけて帰省してください。
- 2 帰省や初詣は、交通機関の混雑による「3密」を避けるため、時期をずらすことも検討してください。
- 3 県外から帰省される子どもさんやご家族がおられる方は、帰省する際の注意を呼びかけてください。

## 「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る 県民の皆様への協力をお願い」の主なポイント

### ○ 改訂の基本的な考え方

県内では、10月以降、高齢者施設、医療機関、接待を伴う飲食店などにおいて11件のクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増していることから、人の移動が増え、会食の機会が増える年末年始の時期に向け、改めて県民の皆様へ協力をお願いすることとした。（期間は令和2年12月1日～令和3年1月31日）

### ○ 県民の皆様へのお願い

#### ・「新しい生活様式」を実践する上での留意事項

家庭内での感染拡大を防ぐため、症状がある場合は速やかに検査を受け、他の家族に接触しないようお願いする。

暖房と組み合わせ、窓を開けるなど換気をするようお願いする。

職場や学校では、日頃から職員や児童・生徒の健康管理に留意し、本人が体調不良を申し出やすい環境づくりに努めるようお願いする。

症状があるときは、速やかに検査を受けるようお願いする。

#### ・飲食店等利用時の留意事項

大人数での飲み会や長時間の飲み会、深夜のはしご酒は危険であり、適度な酒量にするようお願いする。

席の間隔を取り、対面に座らないようにした上で、食事中の会話を避け、歓談中もマスクを着用するようお願いする。

#### ・年末年始に帰省する際などの留意事項

帰省の2週間前から会食への参加をしないなど、「コロナを連れて帰らない」よう気をつけて帰省することをお願いする。

帰省先に高齢者がおられる場合は、オンライン帰省も検討しつつ、帰省する場合は家中でもマスクを着用するなど、感染防止のための特段のお気遣いをお願いする。

帰省や初詣は、交通機関の混雑による「3密」を避けるため、時期をずらすことも検討するようお願いする。

### ○ 事業者の皆様へのお願い

クラスターの発生を防ぐため、職員に発熱や風邪のような症状がある場合は、必ず休ませ、業務に携わらせないように、改めてお願いする。

また、高齢者施設においては、入所者・利用者の毎日の検温等の健康管理や、入所者、職員等に発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、検査の徹底をお願いする。

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に  
係る県民の皆様への協力のお願い

県内では、10月以降、高齢者施設、医療機関、接待を伴う飲食店などにおいて11件のクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増しています。

このため、社会経済活動を推進しつつ、感染の再拡大を防ぐため、人の移動が増え、会食の機会が増える年末年始の時期に向け、皆様には、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の登録をお願いいたします。
- ・家庭内での感染拡大を防ぐため、症状がある場合は、速やかに検査を受け、他の家族に接触しないようにしてください。
- ・暖房と組み合わせ、窓を開けるなど、適切に換気をしてください。
- ・職場や学校では、管理者は、日頃から職員や児童・生徒の健康管理に留意するとともに、職員や児童・生徒が体調不良を申し出やすい環境づくりに努めてください。

(2) 飲食店等利用時の留意事項

- ・飲食店等では、以下のことに注意してください。
  - ① 発熱や風邪のような症状がある場合は、利用しないようにしてください。
  - ② できる限り混雑する時間帯を避けてください。
  - ③ 大人数や長時間の飲み会、深夜のはしご酒は危険です。適度な酒量にしてください。



- ④ デリバリーやテイクアウトも活用しましょう。
- ⑤ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力しましょう。
- ⑥ 食事の前に、手洗い・消毒をしましょう。
- ⑦ 席の間隔を取り、対面に座ることを避けた上で、食事中の会話を避け、歓談中もマスクの着用をお願いします。
- ⑧ 入店時には、「もしサポ岡山」のQRコードにタッチしてください。
- ⑨ 接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意してください。

(3) ご高齢の方とご家族などへのお願い

- ・ ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動してください。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用してください。
- ・ ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、夜の繁華街などでの行動は、特に慎重をお願いします。

(4) 県外への移動や県外からの帰省などについてのお願い

- ・ 感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。
- ・ 年末年始に家族が帰省される時は、帰省の2週間前から会食への参加をしないなど、帰省前の行動に十分注意した上で「コロナを連れて帰らない」よう気をつけて帰省してください。
- ・ 帰省先に高齢者がおられる場合は、オンライン帰省も検討しつつ、帰省する場合には、そうした方と接する際に、家の中でもマスクを着用するなど、感染防止のための特段のお気遣いをお願いします。
- ・ 帰省や初詣は、交通機関の混雑による「3密」を避けるため、時期をずらすことも検討してください。
- ・ 県外から帰省する子どもや家族がいる方は、帰省する際の注意を呼びかけてください。

(5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことへのお願い

- ・ 不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

(6) 定期検診や予防接種の計画的な受診のお願い

- ・定期検診や持病の治療、予防接種などの健康管理は重要です。計画的に受診してください。

2 事業者の皆様へのお願い

- ・基本的な感染防止対策は別紙のとおりです。
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、別紙のとおり、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。
- ・職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出しやすい環境づくりに努めるとともに、職員に発熱や風邪のような症状がある場合は、必ず休ませ、業務に携わらせないでください。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・イベント等の開催に当たっては、令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催し物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いします。
- ・参加人数が1,000人を超えるようなイベント等については、県に事前相談をするようお願いします。
- ・開催に当たっては、「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

## 「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

- **すべての施設に求める基本的な感染防止策**
  - ・ こまめな手洗いの奨励
  - ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
  - ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
  - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
  - ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
  - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
  - ・ 入場時の検温、入場を断った場合の払い戻し措置
  - ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
  - ・ 「もしサポ岡山」や接触確認アプリ（COCOA）の奨励
  - ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
  
- **上記「すべての施設に求める基本的な感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策**
  - ・ 入所者・利用者の健康管理（毎日の検温の実施と記録、有症状者の通所サービス利用の制限など）
  - ・ 職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出しやすい環境づくり
  - ・ 入所者や職員に発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、検査の徹底
  - ・ 飲食時や休憩室などでの他の職員との一定間隔の確保
  - ・ 複数の職員が共有するものの定期的な消毒
  - ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
  - ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
  - ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や職員に周知徹底
  - ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や職員）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫